

特集・文化財の保護

地域社会と文化財	梅原 猛	2
▷座談会◁		
文化財保護の当面の課題		8
(出席者) 坂本 太郎・関野 克		
石井 清・<司会>角井 宏		
散ることをふまえた文化	内村 直也	20
美術史研究資料としての文化財	鈴木 敬	27
建造物修理用資材の確保	稲垣 栄三	34
<解説>		
地方歴史民俗資料館の現状と課題	文化庁無形文化民俗文化課	41
文化財の国際交流について	文化財鑑査官	47
<資料>	文化庁文化財保護部管理課	53
国指定文化財等件数一覧		
都道府県指定文化財件数		
市(区)町村指定文化財件数		
市(区)町村文化財保護条例制定数一覧		
文化財普及映画等一覧		
▷現地ルポ◁		
各国が注目している歴史的町並み	木原 敬吉	59
熊本県の装飾古墳について	松本 雅明	64

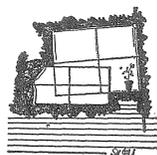
[文部省の窓]

教員等の給与改善に関する文部省要望と人事院の給与勧告	大臣官房人事課	78
昭和54年度の国立大学入学試験(第二次)の概要	大学局大学課	80
日本ユネスコ国内委員会第61回会議	学術国際局ユネスコ 国際部企画連絡課	83
——「当面推進すべき重点事業」を建議——		
霞が関ニュース		94

[随想]

京を描いた絵	河北 倫明	70
〔所轄機関等紹介〕		
登山研修所	奥村 廣重	74
〔連載第13回〕		
人物を中心とした体育・スポーツ郷土史<山梨県>	水上 和夫	85

# 建造物修理用資材の確保



稻垣 栄三

現在、住宅の建設に当たって木造それも合成材を使わずすべてに真物を用いようとする、極めて高価なものになることは誰でも知っている。良い材料を選ぼうとすると材料の入手の困難なこともあり、その価格はほとんど天井知らずといつてよい。本来の木造らしい建物を現在再現することは、伝統工芸品と同様すでに高級品と化した。この状況はそのまま文化財建造物の修理にも反映し、修理用材の確保は年を追うごとに至難の度を加えている。材料の入手難は必然的に価格の高騰をもたらし、このこと自体黙視しえないが、さらにこのまま放置しておくとも材料そのものが枯渇して全く供給できなくなる事態が生ずるかもしれない。そこで文化庁は昭和五十年から「文化財建造物修理用資材需給等実態調査」を実施

することになり、(一)木材のうちヒノキ、(二)樹皮のうちヒワダ、(三)樹脂のうちウルシ、(四)草木類のうちカヤ・ヨシについて、生産の状況、流通機構、価格、需給関係等について調査を実施することとなった。現在調査は継続中であり、最終報告はまだまとめられていないが、これまで二年間の調査の経験からいっても、事態は極めて深刻だと考えられる。そこでここに、これまでの調査結果から、主として資材の供給面における問題に焦点を絞って要点を摘記し、参考に供することとした。

なおこの問題についてはすでに服部文雄氏が「建造物修理用材需給の現状」と題する報告(月刊文化財)昭和四十九年十二月号)のなかで的確に指摘しておられる。この小文と併せて服部氏の報告を参照していただければ、状況は一層明らか

になるはずである。

## 一 ヒノキ

近世までの社寺その他主要建造物の大部分はヒノキを用材としているが、民家・洋風建築等にはスギ・マツ・クリ・ケヤキその他の材も用いられる。昭和四十七年度から三年間の解体修理・半解体修理において必要とされた需要量の実態調査によると、年平均需要量(製材実容積)はヒノキ二百六立方メートル、スギ二百立方メートル、その他の材百三十二立方メートルとなっている。調査対象とされた棟数は計六十六棟であつて、実際の修理棟数(竣工)は三年間で七十四棟であるから、これらの数字よりも若干上回るものとみられる。しかしそれにしてこの数字は、調査以前に文化庁が予想した需要量よりも大幅に少ない。前述の服部報告によると、明治以降の未修理建造物一千七十三棟の六割に当たる約六百五十棟について、昭和七十年までに一応解体修理を完了しようとする毎、毎年四十五棟の修理が必要であり、それに要する取替木材量は製材実容積で一千五百八立方メートル、原木素材に換算すると約四千立方メートルになるといふ。またこの三年間の修理棟数が少なかったということもあるであろうが、一般的に近年の工事費の高騰のために年間工事量が予

定通り施工できなかったという理由が潜在している。

今回供給側の状況について、奈良・和歌山・名古屋の三地区について調査が実施された。この三地区のうち、奈良・和歌山は民有林の面積が総森林面積の九〇%を越えるが、名古屋地区では国有林が六四%を占めるという構造上の相違がある。しかしそれにもかかわらず全体としては文化財修理用大径材が生産されにくい状況にある点は共通している。

まず奈良地区の場合、その民有林の主流をなすのはいわゆる吉野林業である。吉野川上流において発展した人工林はすでに五百年の歴史と経験をもつ集約的施業によって、直幹・無節・本末同大の優良材を生産している。しかもその蓄積量は全国平均の三倍に達する。しかしそのヒノキは、木材の成長率ならびに価格が最高を示す六十年前後にはほとんど伐採されてしまう。この程度の柱材として相應しい材は、普通物で立方メートル当たり十万円ないし六十万円、平均三十万円であつて、これから換算すると大径材一本で数百万から一千万円程の価格となるはずである。しかも樹齢百二十年を越す材は「撰木」と称して銘木扱いにされ高級内装材として使用されるのみである。

和歌山地区において大径材が期待できるのは、森林面積の二四%を占める天然林である。その主要なものは伯母子・高

野山等の国有林であつて、なかでも高野山国有林における學術參考林・風致保護林は、面積は少ないが樹齡二百五十年以上に及ぶ老齡針葉樹林を形成する。これらの保護林ならびに悪立地条件等の拘束によつて伐採不可能な地域にのみ高樹齡材がみられる程度であつて、県内人工林は概して樹齡不足である。ただコウヤマキ・モミ・ツガ等については若干期待できるといふ。

一方名古屋地区の場合、国有林が六四%を占めるがそのうちの四五%が保護林の指定を受けている。残りの五五%（五万七千ヘクタール）が生産林であるが、その約半分はすでに人工林と化しており、天然ヒノキを産出する面積は二万九千ヘクタール、伐採可能な天然ヒノキ蓄積量は約二百七十万立方メートルに達する。このように名古屋地区においてかろうじて天然生木曾ヒノキが供給可能である。

しかしながら木曾の天然生林は全体として老齡化が進み、今後の成長はほとんど期待できない状況にある。林野庁は木曾ヒノキの安定供給のために、今後五十年間に前述の二百七十万立方メートルを順次減量しつつ伐採供給すること、大径材については大径保存林として保存されている林分の供給と、人工林の一部に設けている大材生産林からの特殊用材供給を計画している。このうち後者の人工林の一部大材化は二

七年度から三年間の需要量調査によると、年平均修理棟数三十棟余、屋根延面積五千平方メートル余である。

ヒワダの規格や数え方には長年の慣習があつて、今回丹波地方において供給側の調査を行った結果によると、平葎皮の場合一束は幅十五センチメートル、長さ七十五センチメートルのもの百二十枚に相当し、屋根一平方メートルを葎くのに四・五五束を必要とする（葎足一・二三センチメートル）。一方業者と皮剥き師との間の取引には「駄」と称する単位が用いられている。一駄は五丸で、一丸は重量で三十キログラム、大きさにして長さ七十五センチメートル、丸の直径平均三十六センチメートルのものをいう。この一駄で平葎皮十二・五束ができる勘定である。したがつて先の需要調査の結果にもとづいて換算すると、年間必要量は約二万三千束、すなわち一千八百二十駄に相当する。

現在ヒワダが採取される地域は、京都・兵庫・大阪・滋賀・岡山・奈良の各府県ならびに東海地方一円に分布しており、採取可能見込推定量は合計七千八百ないし八千百駄である。これだけの量を七年ないし八年のサイクルで採取するのであつて、年間生産量は計算上約一千駄となる。しかし実際の生産量は五百五十ないし六百五十駄に止まるようであつて、これは後述するように皮剥き師の激減その他さまざまな条件が

百五十年以上の成長を目標とする長期計画であるから、当面の大径材供給は現存の天然林に依存せざるをえないわけである。天然ヒノキの蓄積量は必ずしも少なくはないが、大径材そのものはかなり限定され、しかも立地条件の悪さが伐採を阻んで大径材化を促したことを考えるとほとんど伐採不可能とみなしてよい。大材はここでも銘木化しているのである。

昭和四十九年度における木曾谷地方のヒノキ生産量のうち、末口径六十センチメートル以上の大径材は全生産量の一・八%（一千七十二立方メートル）にすぎない。また価格の点で注目すべきことは昭和四十七年度後半以後の高騰であつて、四十九年現在、四十五年度の三倍強を示した。

さて以上三地区におけるヒノキ供給面における状況をまとめると、總体的に大径材の蓄積量は激減しており、現存する極少量にしても保護林として指定されるか、あるいは悪立地条件下にあつて事実上伐採は期待できない。かりに伐採されたとしても価格の面でひき合はずほとんど使用困難である。長期的にみても大径材が今後増産される可能性は皆無に等しい。国産ヒノキ大径材については、このように悲觀的状况がほぼ裏付けられる結果となつた。

## 二 ヒワダ

ヒワダ葎の文化財建造物は六百五十棟を数える。昭和四十

働いている結果であろう。これ以外に天竜川河口の木曾木材集積場ならびに桜井木材集積場での土間剥取りがあり、その生産量は六百ないし七百駄に達するというが、これはいわゆるサクラ皮であり、文化財修理には通常用いないものである。ヒワダの生産が近年激減した理由として、一つは皮剥き師の減少、もう一つは山主が採取を拒否する傾向が著しくなつてきたことが挙げられる。皮剥き師は現在全国で二十名程度であつて、丹波の十五名の他は岐阜地方と岡山県下にいるだけである。丹波の十五名の平均年齢が五十六歳であるから、高齡化がいかに著しいかがうかがわれる。

皮剥き師によるヒワダ採取は毎年七月二十日頃から翌年四月十日頃にかけて行われる。その間の一人の生産量は五十駄程度であるから、一駄当たり納入価格を約四万円として平均収入は年間二百万円に止まる。その他の期間は郷里で農業を営むか出稼ぎをしなくては生計を維持できない。これまで多くの皮剥き師がこの仕事から脱落したのは、出稼ぎの方がはるかに高賃金ということもあるが、ヒワダ採取そのものが技術の熟練と危険と重労働を伴うからでもある。

皮剥き師が仕事のできる山は、戦前からの慣行に基いて定められているのであつて、山主と皮剥き師との関係は商業上の契約でなく、すべて山主の好意があつてはじめて成立つ。

最近数年間、山主がヒワダ採取を拒否する傾向が出現してきたため、従前の慣行にのみ安住してはいられず、皮剥き師は縁故を頼っていちいち仕事をさせて貰うよう頼んで回らなくてはならない。山主が拒否する主たる理由は、用材としてのヒノキが皮を剥くことによって商品価値が下がるということにある。皮を剥いた年の年輪は冬目が大きく赤味がきつくなるし、採取の時にキズがつくおそれもない。このほかヒワダの取引が旧態依然とした慣習に包まれていることなど、商品価値に敏感な山主たちの誤解を招いている点も少なくない。

こうした現状をみると、ヒワダの安定供給のために必要なことは、採取可能なヒノキを確保する方策を講ずることと、皮剥き師の生活安定ならびに後継者養成である。採取が山主の恣意に委ねられている現状では、近い将来全く採取不可能となるおそれも十分考えられることである。

### 三 ウルシ

ウルシ塗の文化財建造物は二百五十七棟（昭和四十九年現在）あり、年間使用量は日光二社一寺で七百キログラム、その他の建造物で約二百キログラムに達する。建造物の塗装に用いるウルシは日本産が最適であって、外国産はかなり見劣

りすることが指摘されている。

ウルシの主生産地と見なされている岩手県二戸郡の調査によると、国産生ウルシの生産は極めて危機的状況にあることが明らかである。まず資源としてのウルシの木が現在計画的に植栽されていない。一トンの生ウルシを生産するのに原木八千本必要であり、昭和五十年度の生産量を約九トンと仮定すると七万二千本のウルシの木が消費されたはずである。しかし植栽は昭和初期から減少しつづけ、三十年代後半以降は皆無に等しく、四十八年から若干復活しつつある程度である。しかも現在の原木の分布は、自然生のものが畑の周囲に生育するなど、散漫で広範囲に及び、森林形態をとらないために、生ウルシ採取が過重な労働を強いられるという結果を招いている。

江戸時代のウルシ生産量が二千トンを下らなかったことを考えると、現状はすでに壊滅的だといってよい。その原因の一つはウルシ採取業者の減少であって、二戸郡浄法寺町では昭和二十年代前半に約三百人だったのが、昭和五十一年ではわずかに四十人を数えるのみである。彼等は専業でなく農業または林業を兼ねるものが多いが、それはウルシ採取による年間収入が八十万ないし百五十万円程度しか期待できないからである。

また苗木の育成・植樹・生ウルシ採取・精製の諸段階が、それぞれ異なった生産者によって進められており、このことが技術や工程の改善を妨げていることは明らかである。全過程について一貫して責任をとる専業生産者の存在が必要であるうし、また資源不足・採取者不足の結果ウルシの種類別採取が行われていない点も改善を要する。

現在ウルシ採取は低収入と重労働という犠牲の上に辛うじて成立しているのであって、早急に生産合理化と採取業者の生活安定策を講じないかぎり、やがて生産は確実に零になるといつてよい。

### 四 カヤ

戦後民家の指定が増えて、修理用材としてのカヤの需要が急速に高まった。もともと民家のカヤは、その村の川岸、山麓、草原などに自生していたものを各戸が必要に応じて刈取っていたので、狭い地域内での自給自足が本来の姿だった。このことは民家の屋根形態が土地によって違うのと対応するもので、材料・技術ともにその土地で育成されてきたことを物語る。しかし戦後カヤ葺の民家はほとんど姿を消してセメント瓦や鉄板が大部分の農家の屋根を掩うようになってしまった。

昭和四十九年三月現在、カヤ葺の指定建造物は二百十二棟で、カヤの耐用年数を三十年として年間所要量を計算すると一万六千束となる。四十七年から三か年の需要調査においてもほぼこれと同じ数字が出ており、今後も民家指定は増える見込であるからカヤ需要はさらに増加するであろう。しかしカヤは長期の備蓄や長距離輸送に相応しくないので、文化庁の計画は全国を数ブロックに分け、各ブロックごとに需要に応ずるだけのカヤ場を確保しておきたい意向のようである。そこで今回、秋田・山形・福島・岐阜・奈良・岡山・愛媛の各県下で、自家用以上のカヤを生産する可能性のある土地を選んで調査を実施した。

これらの地域での調査の結果、共通して見られる現象がいくつある。いずれもかつてはその地区のカヤを自給するための入会地だったのが最近の需要減のため、多くは管理不十分に陥っていること、行政的にカヤは森林・農産のいずれにも属さないの、土地面積・所在・生産量など全く把握されていないこと、このまま放置するとやがて植林されるか開発されて他の用途にあてられるかはおおむね必至と見てよいこと、需給一定せず、刈取・集荷の専門業者がみられないこと、などである。要するに在来の入会慣行が崩壊しながら、植林と土地の転用も進んでいない遊休地がこれら候補地であ

って、もしこれらの土地を修理用材用のカヤ場として確保しておこうとすると、いま講じておかなくてはならない措置が若干ある。

この場合参考になるのは奈良県曾爾村と愛媛県美川村の例である。曾爾村の高原は室生・赤目・青山国定公園中の施設用地として四十ヘクタールが県によって買収され、その八〇％がカヤ場である。県と村との間に昭和四十六年に覚書が交換され、毎年十二月から山焼き(三月)までの間、この土地のカヤの利用のため住民に無償で解放することとした。住民はこの間にカヤを刈取り地区の内外にこれを供給している。これまでのところ毎年二千ないし五千束程度の需要に応じてきたが、斜面なども刈取れば一万束までの供給が可能だとい

う。  
美川村の場合は、一集落のカヤ場だった山の中腹の傾斜地約八ヘクタールを村当局が無償で借りてスキー場を経営している特異なケースである。カヤを刈取る労力はその集落の人々に依頼し、労賃を村が支払う。また刈取ったカヤの販売も集落に委<sup>まか</sup>せており、これまで県内の指定文化財の修理用に用いてきた実績をもつ。ここでは平均三千束、要望があれば四千束の供給が可能である。

このように村や県が介入することによってかつての入会地

を公有化あるいは適正利用し、カヤ場としての管理を住民に依頼する一方、カヤから得られる収入を住民に還元するという方式が一部で成功を収めていることは、これからのカヤ場確保の方法を暗示しているといえよう。旧来の入会慣行をそのまま残しながら公有化や転換をはかっている点で、これらは無理のない方法といえることができる。

このほか留意すべき点として、毎年一定量の需要を維持するように国や自治体が綿密に計画をたてる必要があるし、刈取に大量の集約労働を注入しなければならないのでその対策を考えることも必要である。そしてまたここでも屋根葺工の後継者養成が大きな問題である。

## 六 ま と め

以上のように、各資材ともに現状は生易しい状態ではない。待望される施策は要約すると次の二点となる。一つは資源の確保のための諸施策であって、文化財修理用材として生産地・生産者・生産工程を規制もしくは誘導する一方、優遇措置が考慮されなければならないであろう。もう一つは生産技術者の生活安定と後継者育成である。むろん材料によってそれぞれ事情は異なるので、きめ細かい対策を樹<sup>た</sup>てる必要があるし、一層必要なことは一時も早く対応することである。

(東京大学教授)

〔特集・教育課程の基準の改善／帰国子女教育〕

新学習指導要領と今後の学校教育 教材の精選について	齋藤 正
ゆとりと充実を目指す学校運営	河野 重男 吉本 二郎
〔解説〕 教育課程の基準の改善について	奥田 真丈
〔資料〕 新小学校、中学校学習指導要領等の施行につ いて通達、新旧対照表等	小学校教育課、中学校教育課
帰国子女教育の諸問題	園 一彦
帰国子女教育の実践	若林 博
〔座談会〕 帰国子女教育を語る	
(出席者) 小林 哲也・斎藤 繁子・鈴木 孝一 武智 浩隆・中山 昇一	
△司会△榊原 康男	
△現地レポート 帰国子女教育研究協力校を訪れて	本間平安子
△解説△ 帰国子女教育の現状	中学校教育課

◇巨人軍の王選手がついに七五六号ホームランを打ち、世界新記録を達成した。十九年間、これはアメリカのハンク・アロンより短い期間だそうだが、この間に七五六本もホームランを打ったのだから、やはりこれはいへんな偉業だと思ふ。日米間のレベルの違いとか球場の広さの違いとかいうこともそれは厳密に言えば影響はあるうが、そんなことは度外視して、日本の王選手が七五六本のホームランを打ったのだから、一プロ野球ファンとして、いや一国民としてこの偉業を祝福したい。

◇政府はこの大偉業に対して国民榮譽章を授与することに決定した。この章の意味はもうここでは触れなくても皆さんご存知のことと思ふが、この中に「社会を明るくし、国民に親しまれる人」というくだりがある。王選手については特に、この「国民に親しまれる」というくだりがピッタリあてはまるような気がする。

◇一般に、人に親しまれる、人に好かれるということは、どういふことか、ここで一つひとつ触れなくてもご理解いただけたらと思うが、自分のことしか考えない若者が増えたといわれる昨今、今回の学習指導要領の改訂によるゆとりのある学校教育によって、子供達が少しでも幅広い人間に育つことを期待したい。(H)

MEJ 5204 月刊 「文部時報」 9月号 第1204号

昭和52年9月5日 印刷  
昭和52年9月10日 発行

文 部 省

発行所 株式会社ぎょうせい

本社 東京都中央区銀座7丁目4番12号 (郵便番号 104)  
(営業所) 東京都新宿区西五軒町52番地 (郵便番号 162)  
電話 東京 (268) 2141 (代表)  
振替口座 東京 9-161番  
印刷所 株式会社 行政学会印刷所

定価 180円 (千33円)  
年間購読料 2160円 (千共)

\* ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます  
\* なお、購読の申し込みは、直接営業所またはよりの書店をお願いします